

## 第2ワーキンググループ（エネルギー）（第1回）

### 議事概要

1. 日時：平成23年12月8日（火）14:00～15:58
2. 場所：永田町合同庁舎第1共用会議室
3. 出席者：  
（委員） 安念潤司（分科会構成員）、大上二三雄（分科会構成員）、伊東千秋、伊藤敏憲、  
金谷年展、松村敏弘  
（事業者） 太陽光発電協会、地熱発電 公園・温泉・制度フォロー検討会  
（内閣官房） 国家戦略室  
（事務局） 館規制・制度改革担当事務局長、高島参事官、小村参事官
4. 議題：
  - （1）開会
  - （2）これまでの取組紹介
  - （3）エネルギー・環境会議における取組紹介
  - （4）今後の進め方について
  - （5）再生可能エネルギーに関するヒアリング
  - （6）意見交換
  - （7）閉会
5. 議事概要：

○小村参事官 それでは、お時間になりましたので、規制・制度改革に関する分科会、この第3クールの取組の中で初回になります第2WG（エネルギー）を開催させていただきます。皆様には御多忙の中、御出席いただき誠にありがとうございます。

本WGの事務局を務めます、規制・制度改革担当事務局の参事官の小村でございます。よろしくお願いたします。

今回のこの会議については、特に主査という立場は、従前の第2クールまでと違って定めておりませんが、進行役については分科会の委員であります安念委員にお願いしたいと思いますが、皆さん御異存等ございませんでしょうか。

（「はい」と声あり）

○小村参事官 それでは、本日が初回でございますので、まず、委員の皆様から一言御挨拶をいただきたいと思います。まず、安念委員に御挨拶いただき、その後、安念委員の進行で、資料2の構成員の名簿の順番で御挨拶をお願いしたいと思います。

そうしましたら、安念委員よろしくお願いいたします。

○安念委員 御紹介いただきました安念でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

座って失礼をさせていただきます。

御交誼をいただいている方々も少なからずおられますので、私はずぶの素人であるという事は皆さんよくお分かりと思いますが、進行役は素人の方がいい。というのは、プロだと自分がしゃべりたくなってしまって、特に私などはすごいおしゃべりなものですから、そういう意味でのみ適任だと思います。このお顔ぶれを拝見する限りは、私はとにかく時計さえ見ていればいいと思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、大上さんから一言。

○大上委員 分科会委員を務めております大上でございます。私も安念先生同様、エネルギー分野のエキスパートというわけではございませんが、ある意味、国民の目線といえますか、素人の目線からいろいろな貢献ができればということで思っておりますので、ひとつよろしく願い申し上げます。

○安念委員 伊東千秋委員。

○伊東委員 富士通の伊東でございます。昨年に引き続き、安念委員の下でお役に立てればと思っております。よろしく願いいたします。

○安念委員 それだけですか。

○伊東委員 はい。

○安念委員 その次は、伊藤委員。

○伊藤委員 伊藤でございます。実は今回からシンプルな肩書に。

○安念委員 こういう肩書ってあるのか。

○伊藤委員 実は来年の1月の末ごろまで、現在の形式上の所属先でございます UBS に所属があるのですが、退職準備期間に入っております、今、自由業の立場にあります。1月の退職後、独立をしてリサーチアドバイザーの仕事をしていただこうと考えております、今、こういう肩書しか使えないので、「アナリスト」という肩書でお話しさせていただきます。

電力・ガスは1987年から、石油は92年からずっと継続的に調査研究をさせていただいております。ただ、当然第三者的立場でずっと関わらせていただいておりますので、当業者・当事者ではございません。現在は電気事業分科会、原子力部会、スマートネットワーク関係の様々な研究会、それから、原油価格等の調査研究会でありますとか、様々な審議会、研究会、検討会に参加させていただいております。当業者ではございませんけれども、一応実務に関しては比較的現場に近い立場で関わらせていただいている機会が多々ございますので、そういう知識を基に積極的に参加させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○金谷委員 慶應義塾大学の金谷でございます。よろしく願いいたします。

今回、初参加ということなのですが、私自身は今までエネルギーシステムをやってきましたが、特に今回、恐らく役割としては需要サイドのエネルギーシステムについては今までもいろんな形で関わってきておりますので、供給側と需要側で最適なシステムを組

むのに、更に日本の経済を犠牲にさせずに環境やエネルギーセキュリティーをどう担保していくかというところの一番いいポイントに持っていければと思っております。もともとはこういう絡みではもう10年以上前に、環境・エネルギー産業創造特区という青森で密接な資本関係にはない特定供給を実は最初に企画して実現したという経緯もあつたりしておりました。今後の日本のあるべきエネルギービジョンへ向けて、できる限りのことをしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○安念委員 最後に松村委員。

○松村委員 東京大学社会科学研究所の松村と申します。専門はミクロ経済学の一分野の産業組織です。よろしく願いします。

○安念委員 どうもありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に一点確認をさせていただきます。本WGにおいては議事概要を公開することとなっておりますので、その点、御了解をいただきたいと思えます。議事概要なんです。逐語的な議事録ではないということですか。

○小村参事官 基本的には逐語で。

○安念委員 分かりました。

それでは、議題2「これまでの取組紹介」に入ります前に、12月6日の「規制・制度改革に関する分科会」において取りまとめられました本WGの当面の進め方について、事務局の小村参事官より御説明をお願いいたします。

○小村参事官 お手元の資料1を御覧ください。ここまでの分科会の方の経過と本WGの立ち上げについて御説明申し上げます。

実は、今回の規制の第3クールというのは10月から分科会でお話をいただきまして、大局的・総論的な議論の中で何をテーマとし、どういうものを進めていただくかということについて約1か月お話をいただきました。その中で11月8日に第3クールの進め方ということでおまとめいただきまして、具体的には先般12月6日の分科会の中で、本WGの構成員のお名前を紹介しつつ、立ち上げるということで御決定いただいたということになります。

あわせて、今、お手元にあります資料1で、当面の進め方について分科会委員の皆さんに御確認いただき、ここに書いてありますように取組分野として再生可能エネルギー及びそれらに関連する規制・制度を中心に、WGで取り扱う分野及び事項を選定していくということで、まず、関係者ヒアリング、本日、また、後ほど進め方等若干議事の中で御確認いただきますが、その上で関係者ヒアリングを実施し、過去に閣議決定した改革事項に関する意見及び、新たな改革事項についての要望を取りまとめいただいて、最終的には3月の取りまとめを目指していくということをお願いいたしたく思います。

以上です。

○安念委員 ただいま御説明いただきました資料1でございますが、何か御意見や御質問はございますでしょうか。

また、後で前に戻っていただくことありという前提で、それでは、議題2に移りたいと思います。「これまでの取組紹介」というものでございます。第1クール、第2クールにおけるグリーンイノベーション分野の閣議決定事項と合意に至らなかった事項及び継続協議とした事項について、同じく事務局の小村参事官より御説明をお願いいたします。

○小村参事官 継続の委員の方が中心で、皆様御専門の方ですので簡単に御説明をさせていただきます。お手元の資料3-1、3-2というのが資料でございます。3-1については、両面のコピーになっておりまして、左にあります「改革の方向性」といいますのが、これは閣議決定事項ではございませんで、これは分科会の中で各委員の皆さんに御議論いただき、分科会として持っております改革の方向性でございます。これは第2クールの際の第二次報告書から記載をさせていただきますして、該当分野ごとに基本認識と改革の方向性について掲げていただいております。内容については割愛させていただきます。

その上で、これまで閣議決定が3回、3次にわたって行われております。一番最初のが平成22年6月18日、紫色の囲みを書いてあるものです。2つ目のものが、平成23年4月8日、これは地震が発生して1か月後ぐらいのことなのですけれども、その取りまとめ。そして、もう一つが、次頁の平成23年7月22日という閣議決定となっております。

若干、経過を申しますと、3月11日に大震災がございまして、その中で、まだ22年度の取組として各省折衝中であつた案件のうち、取りまとめが可能、また府省との協議状況に応じて取りまとめがすぐにできるものについて、まず、4月8日に閣議決定をさせていただきます、その後、地震の対応で幾つか特別な動きがございまして、それを経過した後に、本来22年度末にまとめる予定であつた第2クールの取りまとめを、4月8日に続き、第二弾という形で7月22日に行かせていただいた、そういう内容となっております。

内容については、それぞれの閣議決定の中で再生可能エネルギー、スマートコミュニティ、3Rの部門、その他ということで分かれておりまして、再生可能エネルギーについては、皆様方に改めて御案内するまでもなく立地場所や利用地点ごとにいろいろ開発の許可であるとか、占用の許可であるとか、手順の関係でいろいろ規制等ございますので、そういったものをなるべくなくして円滑に再生可能エネルギーの施設の設置をしていこうということで多くのものがそういったものを取り組ませていただいております。それぞれのエネルギーの種別ごと、立地先ごとに、例えば農地や国有林でありますとか、そういったところを中心にここまで取り組んできているという状況であります。

あと、スマートコミュニティということで、利用者の側の立場での料金の関係、双方向で情報をどう流していくか等々のところについて規制緩和が行われて円滑に進むようにということで対応しております。

あと、3Rということで、そういうリサイクル部門についても、当該分野でここまで取り扱ってきたということです。

1枚めくっていただきまして3-2でございます。

当然、各事業者さん等から御要望をいただき、それを府省と照会、折衝しながら進めて

いくわけでございますけれども、なかなか全てのものが調うというものでもございませんで、検討したものの合意に至らなかった事項は報告書の中で掲げさせていただいて、これについては至っておりませんという旨を明示させていただいております。

3-2がその内容でございます、「グリーンイノベーション分野」ということで、〈第二次報告書より抜粋〉ということですらりと項目の記載がございます。一番最初の民有林における許可の部分を除きまして、その下は全て実際には廃棄物や3Rの関係のものでして、これは地震があって、瓦れき処理等で関係府省との時間がなかなか取りにくかったという経緯もございまして、こういった形になっておりますが、残っているものについてはこういった内容ということでございます。

詳細につきましては、報告書等にも補足的に分科会の考え方等をまとめてございますので、また、資料として必要であれば事務局まで御要望いただければ届けさせていただきます。

以上でございます。

○安念委員 どうもありがとうございました。

今の御説明につきまして、何か御質問や御意見はございませんか。いかがですか。何となく地震で記憶が飛んでしまっている感じがしますね。実は3-2の合意に至らなかった事項及び継続協議となった事項のかなりの部分、私、震災のその日に環境省で協議をやっておりまして、終わったなと思って、ということは、要するにまとまらなかったという意味ですけれども、それで環境省を出たら、国会議事堂の駅の中で大震災に遭いました。そういう意味では懐かしいのですけれども、何となく私も記憶が飛んでしまっている感じで、もう一回、勉強しなければいけない、そういう感じがいたします。これもまた、戻っていただくことあり得べしということにいたしましょう。

それでは、次の議題3「エネルギー・環境会議における取組紹介」に移ります。これは江澤企画官からお願いしてよろしゅうございますか。よろしくお願ひいたします。

○国家戦略室 ありがとうございます。内閣官房の国家戦略室でエネルギー・環境会議を担当しております江澤と申します。

本日の御説明は、11月1日にエネルギー・環境会議、これは閣僚級、主要大臣で構成されるものですけれども、その中で「エネルギー需給安定行動計画」というものを取りまとめました。その中で、本体の報告と一体として別添として付けたものなのですけれども、震災以降、エネルギーの需給を安定化させるために規制改革についても取り上げようということでございまして、他には実は電力会社がどのように電力需給を安定するのか、供給力を積み増すといった取組であるとか、それから、政府が5,800億円補正予算を投入しまして、電力需給関係の予算というふうに我々の中で取りまとめさせていただいたものもございます。それらの電力会社の取組や予算措置などがうまく進行するように、政府としては、エネルギー関連の規制改革・制度改革をやろうということで「アクションプラン」という形でまとめたものでございます。

お聞きいただきますと、これは関係省庁と全て調整の上、もちろん出しているものございまして、4-1がアクションプランの概要でして、詳細には後ろに同じとじ方になっていきますけれども、4-2という形でアクションプランの本体を付けさせていただきます。

概要で御説明したいと思うのですが、まず、現時点で政府が取り組もうとしていること、これはまさに今までこちらの規制・制度改革担当事務局の方でまとめていただいたものも含め、あと各省で検討中のものも新たに追加しまして、「実施・検討事項詳細リスト」という形で77項目の規制改革事項をまとめております。

その中で、3つの柱で26項目の重点課題を特定しまして、その26テーマを中心に、我々国家戦略室、全てのテーマを追い続けることができないものですから、26テーマについて重点的に今後も取り組んでいこうということでございます。

その1つの柱が「電力システム改革」、これは将来的にはいろいろ発送電分離であるとか、そういったところにも議論が及ぶのですけれども、現時点でできるようなこと、電力システムについて9項目。それから、「再生可能エネルギーの導入加速」ということで、これは供給面の構造改革をしようということで9項目。それから、「省エネルギーの推進」、これは（需要構造改革）と呼びますけれども、8項目、計26項目を特定しております。

今後のスケジュールなのですが、11月1日にまとめて以降、アクションプラン本体に書かせていただいているのですが、年末に各省からエネルギー・環境会議で進捗状況を御報告いただくことにしております。エネルギー・環境会議自体は閣僚級で構成される会議なので、大臣からの、自分の省庁としては、この項目についてはこのようなことをするというのを、余り長い時間ではないのですけれども、御報告いただこうと思っております。年度末に各省から、また、これもエネルギー・環境会議ですけれども、検討結果という形で、結論としてこうなったのだということを御報告いただこうと思っております。現時点では、12月の下旬ぐらいにエネルギー・環境会議を、次、開こうと考えておまして、それに向けまして、現在各省庁の進捗状況を事務的にもフォローアップしているという状況でございます。

これらの26項目の重点事項は、短期のエネルギー需給に関係するようなこと、短期若しくは3年ぐらいのタームで解決していきたい課題ですので、今年度中に結論を得て速やかに措置という形で急ぎ検討しているものでございます。

次のページ、アクションプラン26項目を項目だけ挙げたものでございます。

再生可能エネルギー中心かと思うのですが、再生可能エネルギーの真ん中のところを御説明しますと、それぞれの「太陽光発電」「風力発電」「地熱発電」「小水力発電・バイオマス」は、小水力発電・バイオマスは実は重点項目として挙がるものがないのですけれども、それから、「共通項目」という形でカテゴライズして重点事項を抽出しております。

上から行きますと、10番目の「電気事業法上の保安規制の見直し」ということで、「太陽光発電」というのは高圧のボイラーや回転体を扱うとか、そういうものではないので、

他のものと同じように工事計画の届出や使用前検査を義務付けるのはいかなるものかという論点でして、これについては電事法上の保安規制の見直しを現在基準の緩和というような形で、これは経済産業省関係ですけれども、検討していただいています。

それから、工場立地法上の扱い。工場立地法は通常の工場、ところが発電所も工場立地法の規制に入ります。更に言うとメガソーラーみたいなものも工場立地法の規制がかかるものですから、生産施設面積の観点で規制をされます。これは現時点で50%で規制をされています。つまり工場の敷地面積に対して50%までしか生産施設を置けないということなので、これについての緩和を現在、これも経済産業省で検討していただいています。

次に「風力発電」ですけれども、自然公園で風力発電施設の技術ガイドラインというのがあるのですけれども、この技術ガイドラインが今年の3月に出たのですけれども、この内容の更なる見直しについて環境省に検討していただいています。

それから、洋上風力、まだ少し先のことかと思うのですけれども、制度環境の整備というのを挙げております。これは例えば漁場利用との調整、建築基準法の扱い、電事法の適用の在り方といったところが、それを検討・整理していこうという内容でございます。

次に「地熱発電」、これは非常に重要なことだと思っているのですけれども、自然公園における立地の許可要件の明確化。具体的には自然公園と一口に言いましても、特保、1種、2種、3種、普通地域といったような形がございますので、その区分に応じて、更に開発段階に応じまして、本当に発電所をつくるのか、試掘なのか、そのような開発段階に応じて許可の要件の明確化ということをして現在環境省に検討していただいています。

それから、地熱発電を開発する際には温泉法の規制もかかるものですから、掘削許可の判断基準の考え方。この判断基準そのものを示すのは難しいということなのですけれども、これは自治事務ということなので、その考え方は千差万別な地点を開発する際の考え方を、これも環境省に御検討いただいております。

それから、「共通項目」として挙げたのが農山漁村の促進新法、これは今、農水省に次期通常国会に向けて検討いただいているものですが、農山漁村の導入促進。この中で、どうしても農地に置こうとか、林地に置こうといった場合に、農地法、林地法の規制がかかるものですから、利用調整の円滑化ということで計画を作って、ある一定のものについては農業生産との関係で、農業の振興にも寄与するという事で一部緩和できないかということをお検討いただいております。

それから、国有林野に風力発電や地熱発電を立地する際には、国有林を貸し付けていただいたり、それを随契で貸し付けるとか、入札をするといった取組があるのですけれども、その許可要件、基準の見直し、明確化を現在検討していただいております。

それから、これは温暖化対策法という法律なのですけれども、地方公共団体の実行計画、再生可能エネルギーの導入の位置付けを明確化したいということです。これは環境省の検討でございます。

その他、再エネルギー関係で絞ってと思っておるのですが、再エネルギー関係ですと、

電力システム改革のところで一部重なる部分がございます。自家発の話、インバランスの話、系統の自家発の余剰電力を活用するためといったところもあるのですが、4番目に、送電における広域的運用の実施ということで、これは風力発電の導入量の拡大も含まれる概念でして、御承知のとおり、東北電力、北海道電力の風力の導入量は非常に限定的でありますので、特に東日本は制限は厳しいので、送電における、それを広域的に隣の電力会社とうまく系統を共同でやっていただくようなことで風力の導入量の拡大ができないかという検討でございます。

それから、再生可能エネルギーの買取法が国会を通過しておりますが、来年の7月の施行に向けまして優先接続・優先給電ルールの整備をすることとなっております。

その他、スマートメーター関係、卸電力取引所の卸市場の活性化というようなこと。

それから、一番右の省エネ法では、電力のピーク対策であるとか蓄電池の活用。蓄電池の活用については、規制のWGでも取り扱っていただいていますけれども、消防法のリチウムイオン電池の取扱いであるとか、非常用電源として活用する場合のこと。

それから、省エネ法。省エネ法は規制改革なので、規制の強化というものも含まれるのですけれども、省エネの基準であるとか、ラベリング制度、適合義務の段階的義務化ということを検討していただいています。

あとは、熱利用ということでございます。

全体像は以上のような形でございまして、詳細には後ろのアクションプランの方を御覧いただければと思います。

以上でございます。

○安念委員 どうもありがとうございました。

ただいまの点について、何か御質問・御意見ございましたらどうぞ。よろしゅうございますか。何か余り淡々と進んでおるので不安になってしまいます。

それでは、議題3「今後の進め方について」に移らせていただきます。これが本体ですね。第2WGで扱うエネルギー関連の規制・制度範囲について、また、事務局の小村参事官より御説明をお願いいたします。

○小村参事官 お手元の資料5、「エネルギー関連の規制・制度範囲（イメージ）」を見ていただければと思います。あと少し、今、江澤さんからお話あった国家戦略室の資料の本文の一番後ろのページに、「別表 ～国民的な議論を深めるために」という文章が一文ありまして、この中で少し我が方との連携について文章が書かれております。ここから少し御説明させていただく方がいいかと思うので読ませていただきますと、ここの部分ですが、先ほど26ということで御説明いただいたものなのですが、「本文に掲げた重点課題を含め、現時点で関係府省が取り組むこととしている又は検討することとしている規制・制度改革事項を別表の『実施・検討事項詳細リスト』に取りまとめた。」ということで、その後以降は77項目のものがございます。この中には、「既に行政刷新会議などで議論され、改革の方向性について閣議決定されているものやその拡充・前倒しも含まれる。」ということで、



大体 77 項目のうち 3 分の 1 ぐらいが我が方が分科会でこれまで関係してきたものということであります。

次の段落ですけれども、「この詳細リストは、再生可能エネルギーに関心のある民間事業者、地方自治体など多くの方々の議論をより意義深いものとするを目的として公表する。」ということで、最終的に、「これらについて、規制・制度改革に関する分科会等の場において幅広い検討がなされる必要がある。」ということで結んでいただいております。

今回の分科会の取組として 2 つの WG を実は設定させていただいております。このエネルギーの WG と復旧・復興／日本再生ということなのですが、これらはいずれも政府内の動きに連携させて、政策を実際に成果を高めていきたいということとさせていただいております。

そういう意味から言うと、今日、御説明いただいたエネルギー・環境会議との連携というのは、いの一歩に私ども意識しながら、今期の活動についてさせていただきたいと思っております。

これが前段で、エネルギー・環境会議との関係を言わせていただいて、その上で、資料 5 の方ですけれども、今、地震の後、幅広く様々な改革がなされております。あくまでもこの資料は、私ども事務局でこの場の議論のために整理をさせていただいた、それぞれの例えば会議体が何をやっているか、あるいは我が方が今までどういうことをやってきたかというものの整理のために作らせていただいております。

上から「第 1 領域」、一番下で「第 7 領域」として便宜上分けさせていただいておりますけれども、第 1 領域といいますのが、「電気事業者改革」と名前を勝手につけさせていただいておりますけれども、これは原子力に係る改革、電気事業の立て付けそのものを議論いただくような、そういった分野だと思っております。これについては、右側の「関係会合等」ということで、電力改革及び東京電力に関する閣僚会合、あと電力システム改革 TF などを中心に御議論いただいているのかなということとっております。

第 2 領域、第 3 領域については、「電力取引ルール」ということで、そのうち第 2 領域というのは、事業者と事業者の関係のもの、託送の話、インバランス料金の問題、電力取引所、自家発補給、こういったものについての議論がこの事業者間であるのかということと、第 3 領域については、「事業者と消費者」の関係、スマートメーター、節電、料金メニューというもの、こういったものについての分野が 2、3 とあって、それについては、横に記載のように、エネルギー・環境会議始め、これも実は安念委員始め様々なこの場の委員の方も御関係いただいて、これも幾つかの会議が立ち上がっているという状況です。

第 4 領域につきましては、先ほど当方での取組ということと、過去の閣議決定等を御紹介しましたけれども、比較的我が方がこれまで力を入れてやってきた分野、かつ先ほどのエネルギー・環境会議のリスト等でも、その中に取り込まれているものが多い分野かと思っておりますが、これが「再生可能エネルギー」の分野でございまして、先ほど言いまし

たように設置に関する諸規制の緩和、環境アセスの問題、保安基準等々の問題が下にまだありますけれども、そういった系統連系の問題、そういったものを、ここまでかなり取り組んできましたので、第4領域とすれば、再生可能エネルギーとしての事業者と権利者の関係についての整理がここであるのかと思っております。

第5領域につきましては、「電気以外」の部分、熱利用、熱導管、ガスパイプライン、バイオガス等の分野がここにあります。

第6領域として、第4領域ともかなり関わってくる問題ではありますが、保安規定、技術基準、リチウムイオンといったもの、水素・電気自動車の様々な高圧ガス等の規制、こういったものがあるということでございます。

第7領域が、「環境・CO2対策」ということで3R分野、地球温暖化対策の割と大きなお話。

こういった7つほどの分野に分けさせていただいて、右側でエネルギー・環境会議、先ほど御紹介いただきましたもの、あと、我が方がこれまで取り組んできたもの。最終的には、先ほど国家戦略室の方からも御紹介ありましたけれども、おおよそ3月を目途でまとめていくという中で絞り込んでいただいて、どの分野を中心にお話しいただくかということとを少し委員間で御確認いただきたいというのが、この資料の趣旨でございます。よろしく申し上げます。

○安念委員 どうもありがとうございました。

お尻が切れている話で、とにかく3月までに、中間的であれ、成果物を出さなければいけないということになると、当然のことながら全領域をカバーすることはできない。また、当WGというか、従前この分科会で取り組んできたものとの継続性ということもございましょうから、そういう観点から、これから数か月の間、実際に取り組んでいくものを絞り込んでいこうという、そういう話でございます。いかがでございましょうか。

ありていに申せば、第1領域はグラウンドデザインの話だから、これは別のところがかっちり取り組んでいただくしかないかなと思うのですが、そこから下は、我々とも全く無縁の領域というのは大体ないんですね。仮にの話ですが、第1領域は当面括弧に入れておくとしても、第2領域からは少しずつ関係があって、そこから先は領域によって濃淡があるという程度のものではないかと思うのです。そこでとりあえずどの辺から手をつけるか、そういうお話でございますが、いかがでございましょう。伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 この組織の最大の特徴というのは、省庁の垣根にかかわらないという点が最大の特徴だと思われまますので、今回の、先ほど言われた資料5を拝見させていただいてもお分かりいただけます。第4から第7の領域は、恐らくこの会議が最も具体的にいろんな提案を行えるのではないかと考えています。実際に4、5、6、7の領域については、第1クール、第2クールでも具体的にいろんな提案をさせていただいてきた分野でございますので、この分野で、過去、第1クール、第2クールで積み残した分とか、実際には提案をさせていただいたものの実効性がまだ発揮されてない分野もございまして、そういっ

た分野の再検討も含めて議論を進めるべきではないかと考えております。それから、3月11日以降、様々な要件加わりまして、電気を始めとするエネルギーの需給が完全に壊れてしまった状況になっておりますので、これに伴って新たに発生した事案等々もあるのではないかと考えております。

私、個人的には、今まで制度的に、例えば環境アセスメント等の制約で設置が難しかった石炭でありますとか、石油を利用するエネルギー機器システムについては、これは私は環境アセスメントの運用の見直しを行うべきであると考えております。もちろん、環境の負荷に対して大きな負荷を与えるような、そのような改革の提案は当然行うべきではないと思いますので、環境に配慮したような高効率、効率のいいシステムについては積極的に新設、あるいは設備更新、新設というよりは設備更新が進められるような制度の改革について検討すべきではないかと考えておりますが、こういったものにかかわらず、従来どおり、各省庁の枠を超えて議論できるところがたくさんあるかと存じますので、こういったものも第1クール、第2クールで議論したのも含めて再度検討を行っていく必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○安念委員 ありがとうございます。他の方、御意見いかがでしょうか。松村委員、いかがですか、何か御発言いただけませんか。

○松村委員 各省庁のそれぞれの問題について、もう少し詳しく知りたい。例えばインバランス料金のことを取り上げるといっても、これは大きく制度を変えるという話から、3倍という現行の制度の解釈の見直しをして、季節ないし時間帯別に少し水準を変え実質的に負担を下げるという話からいろいろなレベルの議論があり得ます。タイムスケジュールからして、恐らく重点的にやるのはすぐできることだと思います。その後、こういう問題が残っているということを出すので精一杯だと思います。その仕分をし、今、具体的にこの問題はどう進んでいるから、あと少しの後押しが必要だとかを議論するためにはもう少し情報が必要です。これがあればどこを重点に置くべきかというのが分かるのではないかと。

○安念委員 確かにそうですね。ありがとうございます。順繰りで恐縮ですが、金谷委員いかがですか。

○金谷委員 私は余り部分、部分でやっていくというよりも、今回、震災があつて、根本的にエネルギー政策を見直すということになっているので、基本的には全体のビジョンを見据えて本来のあるべき方向というのでやっていくべきだと思っています。

私もいろんなところから伝え聞くのに、例えばこの分野はなかなかやりにくい分野とか、やりやすい分野、すごいプロフェッショナルな議論あるのですけれども、余りやりやすい、やりにくいとかということからいくというテクニカルな問題よりも、本当の意味で、省エネとか節電にきちんと寄与した上で、かつ経済的に非常にメリットが出てくる、ないしは新しいビジネスが生まれるという、日本の今後のエネルギーセキュリティーにしっかりと貢献するという、ちょっとあるべき論からやって行くべきと思う。本来は全部一回は、

やりやすさとかという議論を抜きにしてやって、あるべき論で優先度をつけていくべきと思う。

○安念委員 ありがとうございます。伊東委員。

○伊東委員 昨年から引き続きやらせていただいているのですけれども、3.11以降、昨年とは相当切迫感が違ってきているというのと、ある意味で言うと、プライオリティー、すぐにやらなければいけないことの関係付けが分かりやすくなったというのと、もう一つは、関係者が従来とはちょっと違って、いろいろな抵抗されている方のはずだった方も随分一緒にやらないとまずいなど、そういう感じになってきているのではないかと思うんです。だから、切迫感のあるところから中心に短期間の実利を出すという方向でやられるといいのではないかと思います。

○安念委員 ありがとうございます。大上委員、いかがですか。

○大上委員 今の伊東委員の話を聞いて、そのとおりでなと思いながら、一方で、切迫感がある割に進んでないなという感じも持ちました。おっしゃるように、実際現場で事業者がいろいろ困っている。困っていながら、いろんな意味で何をやろうとしても電力会社の協力がないとできないというような実態があり、その中で、なかなか直接的な声が上がって来づらい状況が全国的にある。個別の事業者は、電力会社の御機嫌を損ねるようなことは、なかなか実行できない現実があるわけで、その中で少しでも将来に向けた動きが動くような要望を拾って、この場で実現していく。現実がそうなので、その中で何ができるかといえば、そここのところに一番力点を置きたいなと私は思っております。

○安念委員 ひとわり御意見を頂きましてありがとうございます。今日かっちり決めて、そこから一步も出てはいけないなんていうことは全然ありませんので、大体の見通しということでございますが、大体こういうふうにと考えたらよろしゅうございませうか。恐らく第1領域以外は、今から外すいわれはないと。第2領域から第7領域まで濃淡はあれ、一応我々のカバレッジで一応押さえておくと。

その上で、切迫感のあるもの、3月までできるもの、はとにかくやるということで、あわせて、その場合、各省が、今、どういうふうに取り組んでおられるのかについて、より詳細な情報がもし頂けるものなら頂こうということでございます。これはエネルギー・環境会議さんの方にも御協力をいただかなければならないかもしれません。

それから、フォローアップは当然やる。フォローアップということの意味は、まとまらなくて、まさに継続になっているものはもちろんだが、一応まとまったのだがどれぐらい進捗しているか分からないというものも含めてフォローアップをしようということでございます。

それで、とにかく切迫感があって、できるものからやるのですけれども、そうは言っても、全体のフィロソフィーとの関連で物事を考えないとすぐにモラルが落ちてしまって、何をやっているのか、よく分からなくなってしまうので、それはそれで当然のことながら、我々は何のためにやっているのかという哲学ははっきりさせておくというのも当然のこと

だと存じます。

それから、また、複数の委員から御指摘があったように、震災で問題状況、プライオリティー、さらには関係者、ステークホルダーの考え方が変わってきたというのも確かでございますから、震災後の、新たに発掘された、今までもあったのでしようけれども、必ずしも明確になっていなかったような問題がある。例えば、伊藤委員のおっしゃる石炭はそうでしょうね。背に腹は代えられないというところはあるわけですから、しかも脱硫その他の技術も随分発達しているわけだし、例えば設備の更新などのときに余りうるさいことを言わなくてもいいのではないかというような案件が確かにあるような気がいたしますので、これはこれで、また、やるということだと思えます。

というわけで、これで十分手一杯になってしまうだろうと思いますが、一応はそんなような整理かなと思いましたが、いかがでございましょうか。

○松村委員 実際には、今、どうなっているのかが分からずに、いい加減なことを言うと信頼を損ねるので、確認が必要です。例えば環境アセスに関しては意図がよく分からないのですが、私の認識では緊急対策のところではアセスなんて言ってられないからということで、かなりうっちゃらかしているという側面。今の火力発電所の大幅な増設という局面では大幅に省略されていると理解しています。環境アセスで緊急対応電源に関して杓子定規な対応をしていて、発電所の建設が進まないとかは余り聞いたことがありません。緊急対応以外でのアセスの改善の重要性は分かっているつもりですが、緊急対応の局面では私は問題を聞いていないのですが、私の聞き落としなのかもわからないので、それは事実を確認してから、発信していくべきだと思います。

○安念委員 全くそのとおりでしょうね。環境アセスの問題はどっちみちいろんなところで引っかかってまいりますので、現にどういうふうになっているのかについてはできるだけ情報を事務局に収集をしていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

今の点は、ずっとつきまとう問題でございますので、大体の見通しをつけたということで、これも後に戻っていただくことは十分可能ということにしておきたいと思えます。

では、次に、小村参事官からスケジュールについて御説明いただきます。

○小村参事官 スケジュールを事務局から御紹介をさせていただきます。その前に、資料5のところで、内訳ということで、代表例というイメージのつもりで、私ども記載したのですが、松村先生、これをやるという取組の代表例ではなくて、余りここで全ての分野を決め打ちするというわけでも、事務局そのものも考えておりませんので、分野のイメージとして考えさせていただいたという資料のつくりでございますので、その点、御了解いただければと思います。

加えまして、資料6でございますが、3月末という所与のいろんな条件も含めて、資料6に、「第2WG スケジュール(案)」ということで掲げさせていただいております。今、大上委員からもございましたように、事業者の声を聴いていくことがイの一番かと思っております、当座この12月8日、12月16日、その後、事業者の方の声を、まず聴きたいと

思っています。それも先ほどの分野の中で広めに、もちろん発電の部分からその他の問題含めて、かなりこの分野は確かに動いていますので、各事業者さんも各府省の動向等もきちんと見ておられる中で、今、やっておられることについての取組そのものが、もう少しこうしてほしいという御要望がかなり具体的に出てくると思いますので、まず、そういう取組をしたい。

加えて、少し私の方から御紹介が遅れましたけれども、全体の分科会の方でフォローアップを行うことになっていまして、これを実は12月1日に各省に既にお願いをしております。これは7月22日、先ほど御紹介した一番最後の閣議決定までのもの全てを、今、府省での取組を具体的に記載してくださいという様式でお願いしていまして、1月の初旬に提出いただく予定になっております。ですから、それが出てきましたら、このWGの中でも該当部分については、府省の取組を見ていただきながら、そこから更にどうするつもりかという部分も含めて関係府省のヒアリングを行っていただきたいということで、1月の中旬以降、矢印で、「関係省庁FUヒアリング」と書いてあるのがその趣旨でございます。

それを経まして、最終的には2月の中旬に、ある程度どういう項目をどういう方向性でまとめていくかということ、非常に時間がないので恐縮なのですが、そこで素案を掲げさせていただいて、各省との調整をおおよそ1か月ぐらい経まして、最終的には3月の下旬にそれぞれ取りまとめのプロセスに入っていきたい。

ほとんど3月までですから、時間がタイトで、こういう予定になってしまいますが、おおよそこういう形で何とか進めさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○安念委員 どうもありがとうございます。

今の進め方について何か御質問・御意見ございますか。相当タイトに御検討いただかなければならないと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題5に入らせていただきまして、「再生可能エネルギーに関するヒアリング」でございますが、今日は太陽光発電協会様、それから、地熱発電 公園・温泉・制度フォロー検討会様の2団体にお忙しいところお出ましをいただいております。どうもありがとうございます。

それでは、まず、太陽光発電協会様からお話を伺いたしたいと思います。時間の設定は、10分、15分ぐらいでプレゼンをしていただくということでよろしゅうございますか。

○小村参事官 はい。

○安念委員 誠に申し訳ございませんが、大体10分から15分ぐらいでプレゼンをお願いしますでしょうか。どうぞよろしくお願いいたします。

○太陽光発電協会（以下「太陽光」） ありがとうございます。太陽光発電協会の4名が参っております。今日は貴重なお時間いただきまして誠にありがとうございます。このような場でお話しさせていただくことを非常に感謝申し上げます。

早速ですけれども、お手元の資料を基に考えますところを述べさせていただきたいと思

います。タイトルにございますとおり、規制・制度改革要望ということで「太陽光発電システム導入拡大にむけて」という題にさせていただきます。

昨今、毎日のように新聞報道等でも太陽光発電の話題が出ております。話題がない日はないと言っていいほどの状況かと思えます。そういう意味でも我々業界の役割、責任も非常に大きなものがあるかと思えます。是非ともこの制度改革の中でお取上げをいただいて、大きくこの分野が拡大することを望む次第でございます。どうぞよろしく願います。

資料を二十数枚あるのですけれども、時間の関係もございまして、冒頭2枚目、3枚目は協会の紹介でございます。時間がございましてに見ていただければと。4枚目以降13ページ目まで、現行の太陽光発電の市場をかいつまんで取り上げたものです。これもはしょってと思えます。

大きくは世界の中の日本の位置付け、従来は政府の施策もいただきまして、住宅用の太陽光発電が非常に大きく進展してまいりました。これから期待するのは住宅以外の分野、いわゆる非住宅と呼んでいる分野が大きく期待もしますし、そこでの普及を進めていかなければならないと考えております。そういう意味で規制・制度改革も非住宅の分野について関わる要素が大きいものですから御案内をさせていただければと思えます。

14ページに「規制・制度改革 現状・要望」と題してはございますけれども、そちらから御説明させていただきます。

こちら大きく3つに分かれます。1つは、「エネルギー規制・制度改革アクションプラン 記載項目 レビュー」ということで、既に現在アクションプランに記載いただいているものについて、このように考えますということが第1点です。

次の18ページ以降は、まだ現在取り上げられてないといひましようか、新たに是非とも御議論いただきたい、制度改革として要望させていただきたいという項目を幾つか挙げさせてもらっています。最後には、この挙げています要望の中でも、特にこの点は是非とも実現をお願いしたいという事例を踏まえて御案内をした形をとらせていただいています。どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、15ページに戻っていただいて説明を申し上げます。

先ほど来、委員、先生方の方からもお話もございましたけれども、現在、規制・制度改革アクションプランということで、表の左の改革事項、改革内容等につきましては、既に御案内の書面に記載の内容でございます。そういう意味では簡単にと思いますが、主に一番右に書いてありますが、黄色でマーカーいただいておりますけれども、その中の「期待する改革の具体的内容」ということで述べさせていただきます。

まず、〔重点5〕、〔重点5〕は実は2つございます。上から接続ルールの整備、給電ルールの整備、2つ関係しますので、併せて「期待する改革の具体的内容」ということで、そのまま読ませていただきます。

電力会社と再生可能エネルギー発電事業者との間で、全量買取制度が7月1日から施行

と予定されていますが、スムーズに立ち上げされるよう当該設備の連系相談・協議が積極的に行われ、連系がなされることを望む次第です。再生可能エネルギーについても抑制がなきよう有効に活用を是非ともいただきたいと考えておる次第であります。

続きまして、〔重点 10〕です。これも先ほど来、江澤さんの方からも御案内ございましたけれども、現在の太陽光発電設備に設けられています「工事計画届」「使用前安全管理審査」につきまして、不要範囲の拡大及び内容の合理化、見直しということを是非ともお願いしたい。具体的には、内容として期待することとしては、「工事計画届」及び「使用前安全管理審査」の不要の範囲を現行の 500kW 未満から 2,000kW まで是非とも拡大をお願いしたいということでございます。

〔重点 11〕工場立地法上の取扱い、これも先ほど御案内いただいておりますけれども、工場立地法検討小委員会におきまして、現行の生産施設面積率 50%が 75%に提案されたところでございます。

次の 16 ページに移らせていただきます。〔重点 16〕農山漁村における導入促進に係る農林地等の利用調整の円滑化ということで、こちらも期待する改革の内容ですが、農地も幾つか区分がされています。農用地区域内農地、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地、第 3 種それぞれにつき扱いを検討いただいている中で、(地主の意思を尊重した)緩やかな運用、こうしたいということが是非とも実現できますように御配慮いただきたいと思います。

次の〔通し番号 29〕、真ん中でございますけれども、再生可能エネルギーの買取りにおける専用線での全量買取りの実施、これもアクションプランで挙げていただいております。これも具体的内容ということで、例えば、当該建築物の屋上に太陽電池を設置し、全量買取制度にのっとり運用する場合であれば、買取り専用の引込線を別途設けることを可能にすることを要望する。今の設備が当然電力さんから電気供給受けられているわけですが、その設備の建屋等に今度新たな全量買取制度をもって太陽光を設置する場合においても別途引込線を設けていただいて、制度がスムーズに運用されるよう要望するということでございます。

次の〔通し番号 39〕農地法面の利活用について、これも畦道、法面にとどまらず、“農地”そのものに太陽電池の設置が可能になることを望む次第でございます。特に「耕作放棄地」については、具体的にどこにあるかということも是非ともお示しいただきたい。なかなか情報としては我々は聞くのですけれども、具体的なところが分かりづらいというのが現状でございますので、是非ともお願いしたいと思います。

次のページ、〔通し番号 40〕です。太陽光発電の附属設備を収納するコンテナに関する件でございますけれども、太陽光発電設備の附属施設について、太陽電池以外のものを納める施設としてコンテナがございます。「建築確認を行うことが必要でない」ということで、取り扱われることを要望します。というのは、データセンターがございます。同じようにコンテナを使われていますけれども、これは既に規制改革によって、建築物には該当しないものとして取り扱われるということになりますので、同様な扱いをお願いし



たいと思います。

それから、〔通し番号 41〕道路への設置許可対象の対象範囲の拡大。これも道路面への太陽光発電設備の設置が可能とする旨結論付けられることを要望する次第でございます。

以上が、現在の「アクションプラン 記載項目 レビュー」という形でさせていただきました。

続きまして、これから新たな制度改革要望ということで、是非とも実現いただきたいという項目を挙げております。

まず、〔1 電気事業法〕に関わるものでございます。不選任承認範囲の拡大ということです。

要望内容は、電気事業法施行規則にて定められている太陽光発電システムの「主任技術者不選任承認」の範囲を、現行 1,000kW 未満ですが、2,000kW 未満に引き上げることの検討を要望するというものです。これは、信頼、安全・安心に関わる要素ですので、そこは一番重視しなければならないと思いますけれども、現在の制度そのものは、要望理由の③に記載しておりますけれども、平成9年に、500kW 未満から現在の 1,000kW 未満まで「不選任承認」の範囲が拡大をされました。その後、御存じのとおり、IT の技術が大変進歩しております。特に遠隔監視、遠隔管理等を含めて進歩しています。そういったことも有効に活用しながら、安全・信頼を担保する方法の検討を是非とも始めていただきたいというふうに考える次第でございます。

次、〔2 工場立地法〕に関わるものです。

実はこの項目は、後でも触れさせていただきます。特に大きなポイントと位置付けをしています。そのまま読ませていただきます。

要望内容としまして、現在、「倉庫等特定工場でない施設（建築面積 3,000 m<sup>2</sup>以上 or 敷地面積 9,000 m<sup>2</sup>以上）に売電用の太陽光発電を設置した場合は工場立地法の適用の対象外として、「緑地整備」義務等を負わせないこと」です。いわゆる工場ではない施設、代表でいえば、倉庫、事務所、商業施設等がございますけれども、そちらに新たに売電目的で太陽光を設置する場合は、特定工場と認定されて、工場立地法でいうところの「緑地整備」義務を負うことになることが懸念されます。このために、この緑地整備法の敷地を有さない施設の屋根への太陽光発電の設置が進まないおそれを危惧いたします。そういう意味では緑地整備義務を負わせないということの要望をさせていただく次第です。

次の〔3 工場立地法〕環境施設の位置付け。

太陽光発電施設は、自家消費も売電も「環境施設」として認定することを要望するものでございます。

要望理由としまして、自家消費用の太陽光発電施設については「環境施設」として扱われております。工場立地法検討小委員会で昨年設定されました。売電用の太陽光発電施設については、「生産施設」として扱われ、緑地整備等の義務が生じておる。発電施設の形態は同じであり環境の保全という観点でも差異がないにもかかわらず、全量買取制度により

売電する者には新たな負担、いわゆる生産施設において新たな負担が発生することになりかねません。それを強いることを避けていただきたいということでございます。

次の〔4 工場立地法〕の生産施設面積率の適用の問題です。これは現在の特定工場を対象とした場合に、生産施設面積率がそれぞれ業態によって、50%とか45%で決められておりますが、その工場に太陽光を導入したときに幾つかの生産施設面積率を適用するかという観点でございます。先般の審議会で電気供給業（太陽光発電）における生産施設面積率を50%以下から75%以下と提案をされました。是非ともその基準を適用いただきたいというものでございます。

続きまして、〔5 工場立地法〕です。これは運用そのものでございます。実は工場立地法の運用例規集の中に、周辺の地域における生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがない場合は、簡単に言えば、緑地整備義務等を負わなくていいという話になっておりますけれども、実はこの「周辺の地域における生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがない」というのは首長の判断でございます。ところがどういう状態をもってそう判断したらいいかというのは非常に悩ましいといひましょうか、検討にも時間を要されるというのが実態でございます。そういう意味で、マニュアル整備がなされ、分かりやすい運用とされることを是非とも要望する次第でございます。

続きまして〔6 都市計画法〕です。時間が迫っておりますので、はしよります。

都市計画法につきましては、これは開発許可の問題でございます。太陽光発電システムについては、その附属設備について「開発許可」が必要ではないかということで、自治体が本省に照会をされるケースが出ておりますけれども、太陽光発電設備の附属設備についても、「開発許可」が不要であることを明確にいただきたいということを要望する次第でございます。

「7 住宅用太陽光発電」はトランスの問題です。トランスの増設は、1か所から見える、簡単に言えば電柱からの接続できる容量は決まっています。それを超えてくると、超えたときに購入されたユーザーが負担しなければならないということになっておりますけれども、この費用負担の仕組みについて検討をお願いしたいということでございます。

あわせて「8 非住宅用太陽光発電」、これから増えますけれども、これについても、現状、電源線のコスト負担は、発電事業者とされておりますけれども、既存電力設備までの連系費用が多額になることが懸念され、導入にとっての大きな障害となる懸念がありますので、こちらについても、整備強化、費用負担について、在るべき姿の検討を是非ともお願いしたいということで考える次第でございます。

「9 土壌汚染対策法」です。太陽光発電システムの、特に大規模なものをグラウンドに設置する場合においては、当該土地が土壌汚染対策法上、影響なきことといひましょうか、問題ないことを確認する必要があるでございます。現在の状況を申し上げますと、当該土地の履歴を確認することが重要となります。ところが実際においては、「届出」を行わないとの地歴情報などが得るのが難しく、相談もスムーズに進まないケースがあると聞いており

ます。「届出」前に、地歴などの事前情報を入手しやすい運用にしていきたいということで、特に土壤汚染対策法のこの規定に関しては新しい規定であるために、自治体さんにおかれてもそうかもしれませんし、現場におかれても認知がされてない部分がありますので、その作業がスムーズに進むよう配慮いただきたいとするものでございます。

「10 土壤汚染対策法」でございます。いわゆる形質変更の場合の届けをしなければならぬという義務があります。形質変更届をして、届けの結果、調査命令というのが出ます。調査命令は実は地主さんに対して出ます。ところが調査命令の結果によっては、事業計画そのものを取りやめざるを得ないという結果もありますけれども、実は調査命令だけが残ってしまうという実態がございます。

そういう意味では、要望理由に書かせてもらっていますけれども、「調査命令」だけが残ることを懸念します。地主にとっては、不利益な処分だけが残ることにもなりかねませんので、是非とも「調査命令」が出た結果は、形質変更届の取下げ及び調査命令を取り消すこともやっていただきたいということでございます。

次の 22 ページは、今の件に関して、電気事業法の現在の決め事がこのような区分で、工事計画届になっておりますということを示しております。

次のページで、今、申し上げたことと一部重なりますので、簡単にと申しますけれども、「工場立地法 課題」ということで2点挙げさせられています。先ほども御案内したとおりなのですが、工場立地法上の“特定工場”ではない一定規模以上の施設（事務所、倉庫）などの屋上に、（全量買取制度のもとで）太陽光発電設備を設置して売電をしますと、太陽電池そのものが、“生産施設”として扱われ、緑地などの整備義務が生じる場合がある。その結果、緑地などの確保が物理的に不可能な物流センター、倉庫、集合住宅、スーパーなどへの太陽光発電の導入ができなくなるという懸念を持っております。右のような形態のものが、売電をしようとした場合にという問題がございます。

〈提案1〉としては、太陽電池の設置が建物の屋上にある場合は、地上からは見ることができず、告知しない限り、設置されていることすら分からないこともあります。つまりは、周辺環境への影響を及ぼすものではない。屋上などへの設置についても、山間部、海岸部での設置する場合と同様に「周辺の生活環境に影響のおそれが無ければ、法第4条第一項の規定に適合しない場合について勧告をしないことができる」、つまり適用外にするということで進めていただければ有り難く思います。あわせて、自治体が判断しやすく整備もいただきたいということが第1点です。

次のページは、電力買取制度の売電ということになってきますと、“特定工場”となることが懸念される太陽光発電設置事例です。現在の施設は、余剰買取制度の下で設置されていますけれども、こういったものが特定工場に認定される懸念があるという事例です。集合住宅、学校も敷地面積から見れば大丈夫かなというふうにもなり得ます。

次のページは、これは既にある施設で、大規模 300kW 程度をのせております特定工場でない施設の事例です。これらのものが緑地設置義務により、今後、太陽光発電システムの

設置ができなくなることを懸念します。つまり、なかなか緑地の設置スペースがないというケースです。芸術劇場、流通センター、商業施設等を挙げていますが、これら施設への設置を阻害することのないように配慮をいただきたいというのがこの項目です。

次のページ、「工場立地法 課題(2)」としていますが、こちら先ほど申し上げた点ですが、これも大きなポイントで是非とも実現いただきたく要望します。太陽光発電施設について、自家消費であれば“環境施設”として現在扱われております。全量買取制度の下で売電すると“生産施設”として扱われ、緑地整備等の義務が課されることとなる。施主にとっては、太陽電池を設置することには変わりはないが、自家消費か売電かによって、施主に全く異なる効果をもたらすことになるという懸念を持っています。

例えば、敷地面積2万㎡の施設に、3,000㎡の太陽電池、これは約300kWになりますけれども、設置した場合に、自家消費する場合であれば、この太陽電池施設が環境施設面積に充当することができます。売電しようとした場合は、環境施設面積に充当されるのではなく、これ自身が太陽電池の生産施設となりますので、別途、敷地面積の20%相当の緑地と5%相当の環境施設を別に設けなければならないということも生まれてまいります。

また、製造業等の特定工場主が敷地内に太陽光発電を設置する場合、(当該製造業の生産施設面積率が適用され)「電気供給業(太陽光)」は適用されないため、(先の工場立地法小委員会で提案された)75%の適用はされないということです。

提案は、自家消費も売電用も、太陽光発電施設は「環境施設」と認定をいただきたい。無理であれば、特定工場主による太陽光発電設備の設置であっても、敷地面積の75%まで最大限有効利用できるようお願いしたいということでございます。

最後、「住宅用太陽光発電」です。これも先ほど申し上げたことでありますが、真ん中に図示しています。左から1件目、2件目、順番に行って、ちょうどここと言えば、右から2つ目のところの家が設置の際にトランス容量をオーバーする場合、新たにトランスを設置しなければならなくなります。その費用負担が個人にしわ寄せされることとなります。実は現在、太陽光発電協会の方で、現場実証ということを目的に費用の抛出もしておりますけれども、これは対症療法的なものでありますので、社会インフラとしての整備が必要であろうと考える次第です。是非ともこの点も含めて規制緩和が実現できるように要望する次第でございます。

以上、はしょりましたけれども、太陽光発電協会からということでございます。

ありがとうございました。

○安念委員 どうもありがとうございました。大変分かりやすく、盛りだくさんな項目について御説明をいただきました。最後のトランスの話は公権力というか、政府に対する御要望というよりは、電力会社との関係というふうに整理できますか。

○太陽光 私の方から、原因者と受益者、負担者、所有者、これが不明確になっております。ややこしいからなのですけれども、このあたりを、どこが持つべきかというのを、議論をきっちりしていかないと、今のところ、特定者、ユーザーの方が持つということにな

っていますから、これはあり得ないと思います。かといって、これを電力会社で持ってください、10 電力ありますから、それぞれによって考え方が違うこともございます。

そういうことがありますので、政府としていろんな議論をしていただきたいというのが本音でございます。

○安念委員 分かりました。何か御質問・御意見あったらどうぞ、いかがですか。

○大上委員 この辺の要望の中で聞いたことがある話も結構たくさんあるのですが、こういった要望は既にまとめて、ある時期に「国民の声」とか、そういうところに出されているという理解でよろしいのですか。

○太陽光 既にアクションプラン等に記載いただいている項目はそういう過程も踏ませていただいて、関係省庁にも要望をお願いもさせていただいています。今回の新たな制度改革要望ということにおいては、関係機関に対しては直接要望として挙げさせていただいていますけれども、「国民の声」という形ではまださせてはいただけておりません。

○太陽光 特に今回、3.11以降、メガソーラー等の要望が多くて、まさにこういう部分が浮上してきたとお考えいただければいいのではないかと思います。

○大上委員 特にまだこれをまとめて内閣府なり、関係各省庁に要望として、こういった新たな制度改革要望ということをもとめて提示した事実はないということですか。

○太陽光 内閣府さんであり、関係省庁、経済産業省さんには要望として既に上げさせていただいております。

○大上委員 分かりました。

○安念委員 他、いかがでしょうか。私から確認の意味で伺いたいことがあるのですが、15 枚目のスライドなのですが、黄色く着色してある部分ですが、「電力会社と再生可能エネルギー発電事業者との間で、全量買取制度がスムーズに立ち上げされるよう当該設備の連系相談・協議が積極的に行われ、連系がなされることを望む」、それは方向性としてはそうおっしゃるのは当然のことでございますが、具体的にどう望まれるかということなのです。「買取制度のもとで、再生可能エネルギーの多様なプレーヤーによる導入を促すための接続ルールを整備、公表する」というのは、これは現に存在する接続ルールとはまた、違うというか、それに付け加えて、全量買取制度に固有の対応をするようなルールという、そういうものを想定しておられるということでございますか。

○太陽光 全量買取制度そのものが新しい決め事でございますので、例えば具体的なお話、もう少しかみ砕いて申し上げれば、来年7月からの施行ということでございますので、既に大規模な計画をされる事業者さんは準備に入られております。場所もそうですし、電力さんとの調整、こういうふうに計画したいということをもと、お話しされて、電力さんから、どこであれば連系できるよと、そういうお話を実は聞こうとするんですね。もっと言えば、コストも知りたいというのがあるのですけれども、電力さん自身も、実は全量買取制度の運用の中身がまだ定まってないがために、全てではないかもしれませんが、明確に、今、答えられませんというお答えがあって実は計画が進まない。計画を具体化させるこ

とができない事例があるということで聞いております。例えばそういったことに対して、できる範囲でということになるかもしれませんが、積極的に電力さんには対応いただき、事業者さんは積極的に、また、働きかけをするということが必要だということをお願いする次第です。

○安念委員 その際、具体的に何を望まれますか。電力会社の本音は分かりませんが、「我々も今のところ分からないんです」と答えられてしまうと、ちょっと困りますね。

○太陽光 困りますね。

○安念委員 そこから先は膠着状態に入ってしまいます。

○太陽光 特に事業者にとってみますと、事業計画を立てる際にどれぐらいお金がかかるのだろう。しかも、どれぐらいのプロセスを経なければいけないのか。連系協議に入りましても、今の状態で、例えば6か月ペンディング、3か月ペンディングとなりますと、7月1日に明確に間に合わなくなると。さらに事業計画自身の組み方も、採算性が、例えばIRRがどれぐらいだというのを評価できないと、これがまさに今の現実なんですね。そういう意味ではある程度連系線がどれぐらい余裕があるのか、どれぐらいのアクセスが必要だ。例えばこれぐらいの距離であれば何キロワットは連系できる。当然コスト等評価委員会の中では、キロメートル当たりどれぐらいという評価は出ておるわけですが、実際の土地に関しますと、その場所によってアクセスラインが全然違うわけですね。ですから、その辺もある程度オープンディスカッションがないと進められないというのが現状でございます。

○大上委員 今、おっしゃっているのは、20ページの8番で言われているような電源線の費用負担の問題についても何らかの対応が欲しいということですね。

○太陽光 関係いたします。

○大上委員 確におっしゃることはよく分かります。これがメガソーラー設置に当たっての最大のネックの1つになっていることは認識をしていますが、事業者としては何を望まれるのかということですね。電力会社の内部送電網、余裕、そういうものを含めた情報公開を望まれるのか。高いコストがかかる場所より、コストがかからないところからやるというのはある意味経済原理として当然だと思いますが、どういうことを望まれているのですか。

○太陽光 事業者から言いますと、例えば太陽光を設置しようとする場所がまず決まります。そちらで電力会社さんに買い取っていただくことにおいて、どこに接続すればいいかをまず教えてください。接続するためにどれだけの費用がかかるかを教えてくださいということです。それが2点について、特にコスト等になってくると、全く申し上げられませんというのが回答としてあります。そうするとそれ以上進められない。ここで計画していいものか悪いものなのかの判断もできない。駄目であれば駄目で、また、判断できるのですけれども、いいのか悪いのかも分からないという状態が今ございます。

そういう意味では、御指摘のとおり、ここは可能性があるよ、ここはないよということ。

オープンにしていれば、より事業として計画・立案がスムーズに進むと考えます。  
○松村委員 電力会社の回答が論理的によく分からないので、もう少し教えてください。  
接続可能かどうか、どこの地点なら接続可能か、そのためにどれだけのコストがかかるか  
というのは、全量買取制度だろうがなかろうが関係ないですね、本来なら、全量買取制度  
の全貌が分からないから答えられませんというのは論理的におかしいような気がするの  
です。ただ、電源線の負担のルールがまだ決まっていないので、幾らか分かりませんか  
という回答ならまだ分かるのですが。

○太陽光 1つは全量買取制度によって太陽電池の容量が大きくなります。大きくなる  
というか、レベルが大きくなるということを想定しています。従来であれば、例えば数十  
キロから数百キロレベルのものが一気に1,000キロを超えてくるということで、御質問に  
対しては想定分もありますけれども、大きくなることで、それを一気に電力会社さんで受け  
入れるキャパ・許容が実はこのAという配電網にあるのかなのかということを確認しな  
ければならないという事情もおありだと。それは分からないわけではないのですけれども、  
Aというものを受け入れるにおいて、ある配電線に接続することが、まず、大丈夫でしょ  
うと言われるのか、全くNOというのか、それはある程度調べていただければ読めること  
のように思いますのですけれども、なかなかその回答がないといいたいまいしょうか。

○大上委員 ないんですね、実際。

○安念委員 これは松村先生がおっしゃるように、電気に糸目がついているわけではない  
から、太陽光だろうが何だろうが、電源がどうであろうとアクセスポイントがどこなら可  
能ですかという話は必ず起きるわけで、太陽光であろうが、PPS であろうが、それは論  
理的には同じことですね。だから、それは変なのではないかというのは、私もそのとおりだ  
と思うんですが、ここで議論しても、誰か「確かにこうです」と言える人はいないだろ  
うから、それこそ各省その他関係者がどういうことを現に行っているのか、情報収集を  
しなければならない、重要な一環になるかもしれません。

もちろん、電源線も電力会社で持ってくれとか、そういう話になると、全く全然次元の  
違う話になるから、これはまた、別途議論しなければいけませんけれども、今の話はま  
さに情報収集をきっちりしなければならないことの一環でしょうね。私どもとしても研究  
させていただきます。

○伊藤委員 実例が欲しいんですね。実例が出てきて、初めて議論ができるお話が、今日  
のお話の中にはかなりございました。実例を出していただければ、恐らく議論できるの  
ではないかと思えます。

それから、ごめんなさい。問題変わるのですが、資料の15ページの〔重点5〕の2つ  
目の枠の中で、再生可能エネルギーの抑制なきよう要望する、というくだりがあるのです  
が、これは太陽光発電の導入に際して、過去、研究会等で議論した、不需要期におけるカ  
レンダー機能等を使った抑制も含めてということでございますか。

○太陽光 コストパフォーマンス上、社会インフラ上も含めてですけれども、何が一番適

切かという判断になるかと思います。今、御指摘のところ含めて絶対それは困るということをお願いするものではありません。

○安念委員 なかなか難しい問題ですね。

○伊藤委員 これは難しいというか、社会全体でどうコストを考えるのか、設置側でコストを考えるのかという話なので、恐らく私は再生可能エネルギーについては社会全体でコストを考えるべきだと、そういう議論で今まで議論してきたということだと思いますので。

○太陽光 そういう意味では、今までの議論をひっくり返すような意味ではございません。

○伊藤委員 ではないということですね。先ほどの接続線云々に関しても、現状の電気事業法に基づく受益者負担という原則まで踏み込んでの議論というわけではないということなんでしょうか。その調整も含めてということなんでしょうか。

○太陽光 2つ段階があるのだと思います。基本的には発電事業者負担になっています。負担になっているという認識があるものですから、より幾らかかるのということを知りたいというのが、まず、第一です。想定ですけれども、相当の費用がかかるように聞いています。コスト等検証委員会のお話を聞きましても、それが実は丸々全部事業者の負担となると、これは普及に対してはいい効果を及ぼさない。つまり普及を阻害する要因にもなりかねないということを危惧します。そこはそれでどう負担するのかという議論は次の議論、あるいは並行的かもしれませんけれども、是非とも議論すべき項目だと認識しています。

○伊藤委員 分かりました。

○大上委員 今の話で、そこまでおっしゃられるのか。私は当然のことながらコストが安くて条件がいいところから太陽光発電設備が整備されていくことが、これが国民の便益に最もかなうことなので、当然そうあるべきだと思うんですよ。そこをもう少し踏み込んで、送電事業者が一定程度コスト負担すべきだということまでおっしゃるのであれば、それはちょっと議論が、また、変わってくるように思うのですが、そこはそういうふうにおっしゃっていらっしゃるんですか。

○太陽光 現行、送電というのは電力会社を指していらっしゃる、違いますか。

○大上委員 事実上電力会社ですから。

○太陽光 送電事業者が全部負担しろという意味でもございません。

○大上委員 一部負担しろとおっしゃっているのですか。

○太陽光 結果的にもそういうケースも想定できればなど。

○太陽光 だから、社会性のある部分のコストをどう見るかという議論がきちんと皆さんでなされないといけないと。どうあるべきかというところが明確にまだ我々になってないところがあるのではないかと、そういう危惧でございます。今の原則はよく分かっております。まさにおっしゃるとおりです。

○松村委員 おっしゃることはよく分かるのですが、電源線のコストを一般負担にしてしまうと、そこに膨大なコストがかかるところばかり進んでも困るではないか。電源線費用も含めた全体としてコストの低いところで進むべきだ。そういうことをおっしゃっている



わけですね。私の理解では、基本的には本来理想的なのは、電源線のコストも送配電のコストもトータルでミニマイズするようにそもそも設計されるべきだと思います。ところが送電線、配電線の投資がものすごくプアである結果として、電源線に凄まじいコストがかかってしまうという状況で電源線の費用を全部発電事業者に回すべきかどうか。そういうことをすると、送電線の合理的な投資を怠る可能性があります。全体として効率的な送配電の投資がされたとして、それでもかかるはずの電源線投資の部分は発電事業者の方が持ち、そうでない部分、自分たちの投資を怠った結果として余分にかかってしまった費用部分は送電会社の方で持ってくださいという発想はあり得るのだと思います。

○太陽光 前提になるのが、御指摘のとおり、内容がオープンにされることが必要だろうか。言い方間違ったらお許し願いたいのですけれども、今、電力会社さんが接続がこのポイントよということで決められたら、それ以外はあり得ない仕組みに実はなっています。だから事業者として選べないのですね、ここがいいとか、あれはいいとか。コストが高いものなのか安いものかという評価する手段も持ち得ないというのが現状でございます。そういう意味で、電力会社さんの協力を得ないことにはできないという事実があります。まずはそういったことをオープンにいただいて、どうあるのが一番いいのかという議論がまず、あるべきだろうと。

実は実際準備に関わっている、あるいは我々事業者としても準備に関わっているケースも幾つか見ておりますけれども、要は近くに高圧の配電線が走っていても、目の前に見えても、実はここには許容量がないから無理なんだよというのが回答で来るケースもあります。どこにつないだらいいのだというのは、それはまだはっきりしたこと言えませんみたいな話も実はあります。そのあたりが非常にまどろっこしいといいたいまいしょうか、歯がゆいといいたいまいしょうか、それはここがいいよね、あそこがいいよね、こちらは何も情報を持ち得てないものですから、そういう意味ではオープンにいただいて、何が一番コストパフォーマンス上もよいのかと。むやみやたらに長い距離引っ張って、みんな負担せよと言うつもりはもちろんございませんので、社会的なコストも考えながら、何が一番いいのかということを議論することが必要なだろうと。制度そのものはこれからでございますので、まず、そういう実態があるということも、御指摘のとおり、事例もお示しして、こうあるべしというところをオープンにして、また、現行の配電網もオープンにさせていただくことが必要なだろうと考えます。

○金谷委員 太陽光に限らず、例えばコジェネも、エリア独占の一般電気事業者が何とかじゃましようと思えばできてきたようなことの延長なので、今、まさに電力事業のどういうふうに経営していくのかというのと総括原価方式とかいろんなことを、今、やっている中で、恐らくトータルな制度で、誰がどう負担するというのが出てくる話と、あと、こういうふう再生可能エネルギーだから、どこかに多少優遇されるのかという話と、両方からあるような気がするので、そのところで、また、議論できたらいいのかなという気はしています。

○安念委員 どうも皆さんありがとうございました。

フィロソフィーを言えば、誰が負担するかの以前に、とにかく社会的総コストをミニマイズするのがいいに決まっている。コストはどっちみち最終的にはユーザーに転嫁されるわけですから、まずは社会的なコストをミニマイズする。その次に、その枠の中でどの事業者が負担するべきかの守備範囲というか、レスポンシビリティを決める。その場合、再生可能エネルギーであるから、在来の PPS の場合とルールが違うのか、同じなのか、それも議論しなければならない、こういう論理的な順序に一応はなるのかなと伺っておりました。

○松村委員 1つ伺いたいことがあります。仮に情報をもっとオープンにするとして、ここにつなぎたいと要求し、ここじゃないと駄目だと一般電気事業者に言われたとか、無理だと言われたとかというような情報は、オープンにすると発電事業者の方が困るということはあるのでしょうか。つまり、こういうビジネスをしようとしているということがライバルに知られる可能性もあるわけですね。そういう障害はありそうでしょうか。余り問題ないのでしょうか。

○安念委員 どうなんですか。ここにも裁判外紛争処理を行うというようなこととお書きになっていて、第三者が公正にやるとなるのであれば、今、松村委員がおっしゃるように、それなら公開でやりましょうという考え方は考え方として出得るだろうなと私も思うんです。

○太陽光 一点申し上げたいのは、今日、貸屋根のことを若干お話ししましたが、新しくビジネスが多分これから相当始まると思うんですね。ですから先生がおっしゃったような1つの新しいビジネスモデルが出てくると、どういうお金の構成か分からないですね。しかもお金を出すマネタリーの部分も、また、新たな発想が出てきますから、この辺はもう少し勉強したいと思っております。

○安念委員 ファイナンスから、また、変わってくるでしょうからね。

○松村委員 今申し上げたのは、どういうビジネスモデルかではなく、単にここにこれだけの容量で接続したいと言う申出に対して、それが駄目だと言われたとか、そういうレベルの話だけです。これもやはり表に出てくるとまずいですか。

○太陽光 私、個人的にはオープンにすべきだと、その方が皆さんにとってプラスになるだろうと認識しております。

○太陽光 非常に身近な話ですけれども、配電網自身もオープンにされてないんですね。ここにあるよというのは。連系とかそういうところからかなと思うんです。

○大上委員 中身は大したことがないのを、彼らはもったいぶって、すごくもってもらしく守っているのかもしれない。聞いた話では、余った電気は結構捨てている、トランスとか、ああいうところで。

今、松村さん言われたことで、こういう情報なら公開されていいと、コンプライアンスレターのようなものを、要求したときに、何日以内にどういう情報が欲しいのか。ただし、

それは共有されて公開される前提で、多分そういうことを整理していただくとすごく我々も議論がやりやすくなるのではないですか。

○太陽光 最後に1つよろしいですか。

○安念委員 どうぞ。

○太陽光 送配電線関係の話に議論が集中していたのですけれど、今日いろいろお願いする中でも工場立地法とか、元々ありました。これを規制改革ということでお願いしたいと思いますので、是非よろしくお願ひします。

○安念委員 都道府県知事の権限でしたね。

○伊藤委員 工事立地法は恐らく皆さん、議論の余地ないぐらいもっともだと思っているので、質問が出なかったということではないかと思ひます。

○安念委員 もっともだと思ひてない人がごく一部いるという問題があるんです。

○大上委員 いるんですか。

○安念委員 いますよ、それは。だって、緑地を企業が整備してくれたら、その分、自治体はお金の節約になるもの。

今日はお忙しいところありがとうございました。非常に勉強になりました。ありがとうございます。

○太陽光 どうぞよろしくお願ひいたします。

○安念委員 どうもお忙しい中、ありがとうございます。長いお名前ですが、地熱発電公園・温泉・制度フォロー検討会様でございます。どうもありがとうございます。

先ほどと同じように、10分か、15分ぐらいでプレゼンをお願いできますでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○地熱発電 公園・温泉・制度フォロー検討会（以下「地熱」） 了解しました。今、長い名前を御紹介いただきましたけれども、どういう団体かと言ひますと、事業者として電力会社、開発を行う会社（デベロッパー）、それ以外に関係団体、大学の方が入っていますし、私自身は国研の人間です。いろんな課題があるので、それをどう解決していこうかということで活動しており、私はそのまとめ役をやっています。あと3人の方と協力してヒアリングをさせていただきます。

初めの資料にイントロに当たる部分が表、裏の2ページあります。その後7ページにわたって、私どもが規制改革等で要望している内容について、どういう点があるかを紹介していますので、その辺りを中心にお話しします。あと別添の資料が付いていますけれども、それは意見交換の中で必要があれば引用させていただくという形で進めたいと思ひます。

まず、色刷りの「地熱発電の概要と課題」の資料です。これは皆さんも御案内のこともあるかと思ひますけれども、地熱発電というのは一体どんなものであって、どういう課題があるかということを紹介したものです。御承知のように、地熱は再生可能エネルギーで、雨が降って地下のマグマに暖められて湧いてくるものです。そのときに地熱発電で使うの

は実は蒸気だけなので、たくさん出てくるお湯は地下にまた戻してやる、還元という行為を行っています。そのように、うまく循環を保ってやると半永久的に発電ができるという仕組みになっています。もちろん他の再生可能エネルギーもそうですけれども、CO2 が非常に少なく、中でも特に少ない部類に当たります。

もう一つ、誇れるのは、右の方の図です。棒が立っていますが、設備容量、緑の棒に対して実際の発電量、黄色の棒が高い、つまり昼夜の区別なく天候にも関係なく安定して発電できるという強みがあります。しかも左の方にあるように、日本は火山国ですので、世界で三本指に入る発電量が期待されるポテンシャルの多い国です。実際の数字として、2,300 万 kW 相当分があります。ところが下にあるように、ここ 12 年新しい発電所の建設がありません。ですから、それに伴って電力量も横ばいになっているという状況にあります。

このように優れた資源であると思いますので、私どもとしては、シナリオを持っていて、なるべく増やしていきたいという思いがあるのですが、それを阻む課題があります。三つの課題を枠の中に書いていますので、御紹介したいと思います。

まずはコストの問題です。これは再生可能エネルギーなべてそうでしょうけれども、若干高く、そのことは、先ほどありましたように、FIT でこなせる部分もありますし、それ以外でもコストを下げることは可能と思っています。

二つ目の課題は、多くの資源が国立公園の規制地域の中にあるということです。これはコストの問題とも無関係ではありませんで、そこで容易に有望な資源に当てることができれば、コストは安くなるということもあります。

もう一つは、日本固有の問題になりますけれども、温泉がたくさんあって、温泉の方が非常に心配をされます。地熱発電をやると温泉に影響するのではないかということです。これは我々の説明も足りないし、理解していただけてないという部分もありますけれども、そういう影響をなくすことは可能なのです。そのことは説明に努力していきたいと思っています。

そのように、公園の中や温泉の近くで資源の有望なところがあれば、そこでも発電ができるようになるということはすごく有り難いことなので、そういう面での規制改革については是非お願いしたいところです。

1 枚目の資料の裏を見ていただきますと、地熱発電はどういうプロセスで発電にたどり着くかを書いています。ここでは、いいところを見つけて、そこで計画を立てて発電に至るプロセスを書いていますけれども、右側の白い枠の中にあるいろんな手続、許認可が必要です。どうしても地熱発電はフィールドでやりますし、しかも、そのフィールドが、先ほどのように、やれ国立公園であったり、多く国有林であったり、保安林であったりということになると、土地利用のいろんな手続が必要になってきます。それが右にいろいろ書いてあることなのですけれども、このことが非常に大きく災いをしていて、皆さん早くやってくれという声は大きいのですけれども、発電につながるリードタイムが諸外国に比べ

ると、年数が2倍以上、10年以上かかっています。ここは何とかしたいということも規制改革の大きなポイントだと思っています。このことは後でまた、出てきますので、今ここで申し上げておきます。

次に7枚綴りの資料がありますので、それを御覧ください。資料の構成は次のようになっています。一番左には、これまでいろんな閣議決定が行われて、今般のエネルギー・環境会議での決定もありましたので、それを関係するものだけずらりと並べております。

その次が、我々が、特に内閣府にお願いしている要望事項をまとめたものです。

次は、私どもの目から見て、それが現在どのような状況と感じているかを書いています。その中に「※」が幾つか打ってあるのがありますけれども、これは上に注釈があるように、もっと確認していただきたい。言い方を変えれば、もっと頑張っていたいただきたい部分だということです。その他の大部分は非常によくやっていたいでいるので感謝しています。そういう見方で結構かと思えます。

今後、我々はそれらについて、どのように主張していくか、対応していくかを一番右側の欄に書いています。

この資料は、七つの分野に分類していますが、全部紹介するのは時間を食ってしまいますので、今、申し上げた「※」の部分を中心に上からなぞって、ポイント、ポイントで確認していきたいと思えます。

まず、最初のパートは、自然公園、国立公園等の問題です。最初の課題として、初期のころに国立公園の中で発電所ができたときに、当面6か所に限定するという通知がありました。これに非常に縛られていまして、これがありますと、その後の国立公園の中での開発はできないことになっています。そういうことで、通知の廃止をしていただきたいということ、を今回のアクションプランの中でも言うていただいておりますが、これに対して、私どもの見方で言いますと、規制当局はどうお考えになっているかよく分かりません。

先ほど御案内がありましたけれども、環境省におかれては二つの検討会を設けておられまして、一つは自然公園の中での保護との関係、二つ目に、この後、紹介します温泉法との関係の検討会です。前者の検討会の中で、国立公園内の開発は重要な問題であるのですが、どういうことになっているのかがなかなか先が見えない状況です。今、お休みといたしますか、次回の検討会は2月ということになっておりますけれども、その間に環境省としてどうお考えになるかを期待しているところです。

国立公園についてはいろんな分け方があり、一番厳しい、聖域に当たるのは特別保護地区なのですが、その他、特別地域が1種、2種、3種と分かれています。その中で我々が要望したいのは、そのうちの2種、3種、つまり保護のグレードが低いところでは是非発電所をつくらせていただきたいと思っています。今の雰囲気と言いますと、井戸を掘るのは大丈夫なようなことも聞こえてきます。ただ、それだけでは発電所はできませんので、発電所をつくれるところまで何とかやっていただきたいと思っています。

次のページに移ります。下の方に「※：傾斜掘削の許可範囲をもって充てる感触。」と

あります。何のことも少し解説が必要かと思えます。傾斜掘削という技術があります。井戸を掘るとき垂直ではなくて、あるところに掘って、斜めに掘り進めるという技術です。何を言っているかといいますと、国立公園の外側にベースを置いて、そこから国立公園の中に掘っていくことができるのではないかと、そういう技術です。確かにそういう技術はあります。けれども、それは限界があります。今のところ傾斜井で国立公園内に掘削できるのは水平距離1 kmぐらいが関の山だと思っています。それで言うと、せっかく国立公園の中にいい資源があっても十分使い尽くすことはできないと思っています。

ここでの問題のポイントは、閣議決定の中で、“ゾーニング”という言葉が出てきていることです。“ゾーニング”というのは、私どもの解釈ですが、これは国立公園の中でも、ここは開発してもいいよ、よくないよということをおっしゃるのかと思っていますけれども、今のところ、環境省のお答えぶりというのは、今の傾斜掘削で少し入れる部分、ここまではいいよという答えのように思えます。そうでないことを願っているということです。

それから、その次の紙に行ってくださいと、これは温泉の問題です。御覧になると分かるように、「実施・検討状況」のところに「※」がありません。この温泉法の検討会は、比較的私どもの主張を通していただいていると思っています。今後、この検討会の報告は環境省の中央環境審議会の中で諮られるということなので、その中での議論がどうなるかということを見守っていきたいと思っています。

次、3番目ですが、国有林野・保安林利用の問題です。

これは、私ども最初余り実は意識がなかったのです。というのは、国立公園の中で、とにかくやるということが一番大事だと思っていましたけれども、もしそれがクリアーできたとしても、どっこいその後には、ここは国有林だ、保安林だという問題が控えているということを最近しみじみ感じています。問題は国有林等においては、一種の差別みたいのがあります。電力事業者としては、一般電気事業者（電力会社）とその他とでは随分差があるということです。それともう一つは、地熱発電のやり方は、今の日本のやり方は2通りあり、一つは、電力会社、つまり一般電気事業者が最初から一貫でやっていくケース、もう一つは、開発企業（デベロッパー）というのがいて、蒸気を掘り当てるところまでをやって、その蒸気を一般電気事業者に買ってもらう、この二者の間の差別です。

前者の場合は国有林等の貸付け等については、公益だということで問題が少なく許可されていきます。ところが、一般電気事業者でない開発企業が、やれ調査なり開発の行為を行おうというときに貸し付けてくださいという非常にハードルが高い状況になっています。これを何とかしていただきたいというのが、その1番目と2番目に書いたところです。

保安林についても同様のことがあります。また、保安林は、これは風力なども同じなのですけれども、自治体によって非常に扱いがまちまちだったり、あるところは厳しかったりします。そこを何とかしていただきたいということです。

それから、全体に関わりますけれども、国有林も保安林も、先ほどリードタイムが長いというお話しをされましたけれども、そこは何とか短くしていただきたい。我々もいろいろ考えたいと思いますけれども、今のところはまだ先が見えないという状況です。

その次、4番目、「電気事業法の保安規制の緩和・系統ルールの見直し」です。

忘れましたが、要望事項のところに括弧書きで(他)(系)とか書いていますが、これは内容の区分でして、(系)というのは連系の話です。(立)というのは立地の話、(手)というのは手続の話です。

ここでは、他にはないのですが、系統連系で若干問題になることがあります。今、地熱発電の世界はだんだん低温に向かって、小規模に向かって進んでいます。つまり温泉発電だとか、そういう小規模のものについてやれないかということで考えています。そのときに、今のところ系統に流れる電気は50kW未満だったらいいことになってはいますが、多分これからそれよりもどんどん大きくなっていくと思います。そのときのつなぎ方も、緩和してもらいたいと思っています。

それから、5番目、還元熱水利用というのが出てきますけれども、これは先ほど言いましたように、発電で余ったお湯は地下に戻していますが、これは温泉です。温泉というのは地元の方にとって使いたいものですが、今のところ使えません。これは温泉との関係を良好なものにするためにも非常にいいことだと思いますので、温泉に使っていただいたものをまた、一緒に地下に戻してやるということができないか、そういう御相談です。

6番目、環境アセスです。これは先ほども議論がありましたけれども、もちろんアセス自体は免れないものだと思いますが、中身をもう少しやさしく、不必要なものは減らしていただきたいということと、効果が大きいのは期間を是非短縮していただきたいということです。それは環境アセス自体の短縮もありますけれども、その次、7番目に書いていますけれども、先ほどイントロの裏紙にありましたように、例えば農林省と環境省がまたがった手続の行為があるわけですが、そのときに手続が一つ終わらないと次に進めないという例が非常に多いように思います。そこは私ども努力して、何ができるかということは精査して要求すべきだと思っています。今、整理中なのですが、当局には是非そこはうまく、例えばワンストップでまとめてやってしまうとか、並行審議をやるとか、そういった道があり得るのではないかと。そうすると皆さん方の期待どおりに、運転を開始するまでそんなに10年もかかるような発電ではなくて、短くできるのではないかと考えています。

というのが、私のプレゼンということで、あと意見交換いたしましょう。

○安念委員 どうもありがとうございました。

それでは、また、引き続きディスカッションいたしましょう。どうぞ、何かございましたら。

○伊藤委員 御説明いただいた中の少なからぬ項目が、昨年度のグリーンイノベーションWGの中の第1クール、第2クールで議論させていただいて、いろんな答申をさせていただいた内容がかなり入っていたので、実効性のある取組が現場で行われていないというこ

とを示しているという印象を持ったのですが、これはそのような理解でよろしいわけですか。

○地熱 まだ、その年限が来てないのかもしれませんが、3月まで待つべきかもしれませんが、今、見た感じで言うと、そのように受けとめております。

○大上委員 今回のこの御要望は全てごもっともだと思っておりますが、そもそも論で言って、諸外国との対比で、もし御存じであれば教えていただきたいのですが、自然公園の中でも発電所つくっていいのではないかと、例えば地下なり、地上でも、そんなに環境に悪影響を及ぼさないような、そういう気がしますし、そういう意見も周囲では結構あるのですが、そもそも論として、そういったものは諸外国においても認められてないのか、日本が特に厳しいという話なのか、その辺、御存じであれば教えていただきたい。

○地熱 諸外国の事例は、それほど詳しくはないのですが、自然公園のルールが、日本の場合と諸外国と全く違うということがあって、なかなか比較にならないというのが今、現状です。我々サイドでいろいろ調べたのですが、ただ、アメリカとかヨーロッパは国立公園の中には少ないというようなことを聞いています。ただ、ルールが厳密に全く違う部分もあるので必ずしも同等な基準で比較できるかということ、それは疑問がございます。

○地熱 いろんな尺度があり得ると思うんですね。例えば、今の公園の内、外ということもありますし、公園自体が日本の人口に比べてどれくらいの割合なのかということもあると思うんですが、いろんな見方を双方意見を闘わせて、どちらがどちらかということやらざるを得ないのかなと、今、思っております。

○安念委員 他、いかがでございますか。確かに自然公園法のハードル自体が高いのですけれども、それを乗り越えたとしても、大抵は国有林野ですから、財産としての国有林野の貸付けの問題が出てくると。さらに農地に例えば電柱などを立てるとすると、今度は農地法の関係ということになってまいります。御指摘のとおり、一般電気事業者とそれ以外というのはえらい差別待遇になっているのですが、これは当局の恐らく本音は、一般電気事業者さんはちゃんとした人たちであろう。失礼ながら地熱事業者さんたちは、どこの馬の骨か分かりません、だから横並びにするわけにはいかないのですというのが、公然としたかもしれないけれども、本音だろうと思うんですが、そうとなると、その考え自体が間違いだと論ずるのも一手だが、事業者さんの方で、我々もただの馬の骨ではございませんという御説明というのが、また、これはこれで必要になると思うのですが、その点はどうぞございませうか。

○地熱 少なくとも馬の骨ではないと思っておりますけれども、ということは、それが常識だと私は思っているわけですね。そのことを説明するしかないですね。あとはおっしゃったように差別感があるのも事実なので、そこは近寄っていただくということしかないのではないのでしょうか。

○安念委員 他、いかがですか。

○伊藤委員 少なくとも現状、地熱発電、蒸気の事業を行っていらっしゃる事業者さんの



皆さん、大半が株式を上場されていらっしゃる会社さんとか、あるいはその関連会社であったりとかする、電力会社さんと比べて卑下されるような、そういう事業者さんではございませんですね。それから、現在、地熱発電の開発を計画されていらっしゃるケースも、いずれもそれに該当するわけですので、現状で取り組んでいらっしゃる方だけの議論ですと、一般電気事業者さんと発電事業者さん、あるいは蒸気事業者さんを区分する理由というのではない。これはたしか昨年のグリーンイノベーションの中でもそういう議論をさせていただいていたということだと思いますし、今、この議論が出ないのは、今日御説明していただいた内容について、多分ほとんどの皆さんがごもっともだと。それから、今回の御説明についてはかなり具体的な説明内容で、具体事例がたくさんございますので、これは実際に、もうそのまま交渉に持っていったっていいお話が多いのではないかという印象を私は持ちました。

○安念委員 おっしゃるとおりだと思います。ちゃんとした方ばかりなんですけど、役人に言わせると、それは限定したお陰だということになる。だから、今はこういうまともな人たちだけなのだが、羽目を外すとどういうことになるか分からないぞ、と言い出すでしょうね。それにしても、まだこの話をしていなければならないのか、というのが率直な印象です。

○大上委員 もう一点だけいいですか。

○安念委員 どうぞ。

○大上委員 ちょっとしつこいのですが、もう少し開発を1キロなんて言わず、もっとやってもいいのではないかと、そういうようなそもそも論みたいなことというのは、過去やったことがあるんですか。

○安念委員 出力の問題。

○大上委員 ええ。

○地熱 その問題が出てきたのは傾斜掘削ということであれなんですけれども、それ以前は、最初に申し上げたように、公園の中では6か所、既存の発電以外は駄目だというのが非常に重くのしかかっていたわけですね。そこは、ですから、これがあるうちは駄目かなと思っていました。だけど、基本はこんなに資源があって、景観上も配慮できる部分があるのになぜできないのだろうというのはずっと思い続けていたことなので、それが少なくとも明るみに出てきたという意味では非常にいいことだとは思っております。

○大上委員 それこそ国民的な目線で議論するとすれば、原発をつくるのか、自然公園の中に地熱発電を開発するのとか、そのレベルの議論がある意味あってもしかるべきではないかという気もするのですが、その辺はいかがですか。

○地熱 そうだと思います。ですから、そこは当局の方とも、そういう視点での意見交換を是非やりたいのですけれども、今のところ、まだ、そこまで至ってないというのが実情です。

○大上委員 分かりました。どうもありがとうございます。

○安念委員 よろしゅうございますか。今日はどうもありがとうございました。大変勉強になりました。

では、委員提案シートの御説明いただきましょうか。

○小村参事官 資料8でございますけれども、個別の検討項目で、これはというものがございましたら、この資料8の様式に従ってお書きいただいて、できましたら、年内に事務局まで御提出いただければと思っております。具体的に個々の書き方とか、中身のお話で、また様式等もメール等でお配りさせていただきますので、何かございましたら事務局までお問い合わせください。よろしくお願ひします。

○安念委員 それでは、第2回でございますが、来週12月16日金曜日、14時から16時でございますので、よろしくお願ひいたします。詳細は追って事務局から御連絡をいただけるはずでございます。

それでは、今日の会議はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

事業者団体2団体の方、お忙しいところ本当にありがとうございました。大変勉強になりました。